

予防接種健康被害救済制度における 「受診証明書」の記載マニュアル（令和7年3月）

- 予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、極めてまれであるものの、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。
このため、予防接種法に基づく予防接種（定期接種・臨時接種）※を受け、予防接種による健康被害と認定された方を救済する制度が**予防接種健康被害救済制度**です。
- 健康被害救済制度において必要となる「受診証明書」の記載方法についての御質問が多いことから従前のマニュアルを見やすく改訂しました。当該マニュアルをご確認いただき、スムーズな受診証明書の発行に繋げていただければ幸いです。

予防接種健康被害救済制度では、**因果関係の有無に関わらず**、全ての申請について国の審議会で審議を行っています。迅速な審議に繋げるため、**県民から受診証明書への記載を求められた場合は発行に御協力いただきますようお願い**します。

- ※ **任意接種**を受け健康被害が生じた場合の請求様式は、本マニュアルの様式とは異なります。独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の医薬品副反応救済制度の様式がありますので、請求者にお伝えいただくとともに、ご不明点等は右記窓口にお問い合わせください。
- ※ 令和6年8月27日現在の資料を元に作成をしています。今後、必要に応じて、マニュアルを改正する場合がありますので、岐阜県のホームページにて、改めて最新版をご確認願います。



健康被害救済制度について

- 健康被害救済制度で、必要となる書類一覧です。
- 請求の際、受診証明書、診断書及び診療録等について、医療機関等にご対応いただく必要があります。
- 次頁以降、受診証明書の記載方法について説明します。

請求方法と必要書類

健康被害救済給付の請求は、健康被害を受けたご本人やそのご家族の方が、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村に行います。

請求には、予防接種を受ける前後のカルテなど、必要となる書類があります。必要な書類の種類は、申請内容や状況によって変わりますので、市町村にご相談ください。

請求に必要な書類	医療費 医療手当	障害児 養育年金	障害年金	死亡一時金 遺族年金 遺族一時金	葬祭料
請求書	●	●	●	●	●
受診証明書	●				
領収書等	●				
診断書		●	●		
死亡診断書、死体検案書等				●	●
埋葬許可証等					●
接種済証、母子健康手帳等	●	●	●	●	●
診療録等	●	●	●	●	●
住民票		●		●	
戸籍謄本、保険証等		●		●	●

(※) 請求に必要な書類の様式は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

左表は、国リーフレットから抜粋しています。
リーフレットの全体版は
下記QRコードからご確認願います。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/0/000912784.pdf>



※ 医療機関等にご対応いただきたい書類
※ 受診証明書や診断書は**全国共通様式**

受診証明書の記載に関する留意事項

○ 受診証明書は、厚生労働大臣への予防接種健康被害認定申請手続き（医療費・医療手当請求）のため、当該症状について、医療機関において治療を受けたことを医療機関、薬局等に証明いただくものです。

- 予防接種を受けた者に対して、**接種後に生じた疾病・症状について治療を行った事実及び支払った医療費を証明する目的**で使用します。その他の目的で使用することはありません。
- **治療を行った医師が、疾病と予防接種に因果関係があることを診断または証明する必要はありません。** 予防接種との因果関係については、診療録、副反応疑い報告書等を元に、国の疾病・障害認定審査会が審査を行います。
- 予防接種を受ける前から生じていた症状や、他に原因があることが明らかなもの（感染症、事故等による負傷など）は対象外とします。また、状態に変化のない持病は対象外となりますが、予防接種を受けた後に症状が増悪したり、持病に新たな症状が生じて受診した場合などは対象として差し支えありません。
- 同日に、予防接種に関連のない症状について診察、投薬、処置等を受けた場合、可能な限り切り離して記載をお願いします。

【例】発熱を訴えて受診。解熱鎮痛薬と併せて、いつもの花粉症の薬を処方した場合

➡花粉症の薬の薬価分は対象外。処方料は切り離せないため対象としてよい。

受診証明書の書き方について（全体概要）

○認定申請には、様式2-(1)：医療費・医療手当請求用を使用します。
※認定後に追加で発生した医療費等を請求する際には、様式2-(2)：医療費・医療手当認定後請求用を使用してください。

様式2-(1)

予防接種健康被害救済制度
受診証明書
(医療費・医療手当請求用)

①氏名

②生年月日

③現住所

④申請に係る症状又は疾病の名称

⑤医療を受けた日数

⑥患者負担額

⑦予防接種後副反応疑い報告

①氏名	②生年月日	③現住所	④申請に係る症状又は疾病の名称	⑤医療を受けた日数	⑥患者負担額	⑦予防接種後副反応疑い報告
男 女	年 月 日		※下記(注意)3参照	入院実日数 入院日数	医療費 円 内 訳 特殊医療費分 円 医療保険等自己負担額分 円	報告日 令和 年 月 日 ○副反応疑い報告制度について 医師等 副反応疑い ○副反応疑い報告受付サイト 副反応 報告受付
上記のとおり、申請に係る医療を行ったことを証明します。 令和 年 月 日 医療機関の名称 所在地 開設者の氏名 印						

(注 意)

1 この受診証明書は、厚生労働大臣への予防接種健康被害認定申請手続きのためのものです。

2 ①～③の欄は、医療を受けた者の氏名、性別、生年月日及び現住所を記入してください。

3 ④の欄は、予防接種健康被害救済制度の申請に係る症状又は疾病の名称を記載してください。(申請に関係のない疾病等(検査病名、増悪のない基礎疾患等)は記載しないでください。)

4 ※適当な名称がない場合には、症状を簡潔に記入してください。

5 ⑤の欄は、疾病について、医療を受けた日数を1か月ごとに入院実日数及び入院外診療実日数別に記入してください。

6 ⑥の医療費の欄は、医療機関に支払った額を記入し、その内訳として特殊医療費分(免疫学的諸検査であつて、医療保険対象外)及び医療保険等の自己負担相当額を記入してください。

7 ⑦予防接種後副反応疑い報告は、予防接種法第12条第1項の規定に基づき、医師等が定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けた者が一定の症状を呈していることを知った場合に、厚生労働省に報告しなければならない制度です。

(A4)

①～③ 医療を受けた者の情報
5ページに掲載

④ 「申請に係る症状又は疾病の名称」
6ページに掲載

⑤ 「医療を受けた日数」
7～8ページに掲載

⑥ 「患者負担額」
9～10ページに掲載

⑦ 「予防接種後副反応疑い報告（予防接種法に基づく）」
11～12ページに掲載

医療機関の情報
13ページに掲載

※様式は、厚生労働省ホームページから直接ダウンロードすることも可能です。

『予防接種健康被害救済制度について』> 様式
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyusai.html



「①～③」医療を受けた者の情報について

○医療を受けた方の情報を記入してください。

様式2－(1)

予防接種健康被害救済制度
受診証明書
(医療費・医療手当請求用)

〈記入例〉

① 氏 名	岐阜 太郎	男 女	② 生年月日	1975 年 6 月 1 日
③ 現 住 所	岐阜県岐阜市藪田南○－△			
④ 申請に係る症状又は疾病				

- ・ ①氏名について、医療を受けた方の氏名を記入します。
※漢字表記が間違いないかご確認ください。
(例) 高⇔高、渡辺⇔渡邊
- ・ ①性別を○で囲ってください。
- ・ ②生年月日は和暦、西暦いずれの表記でも構いませんが、和暦で記入する場合は必ず元号を記入してください。
- ・ ③医療を受けた方の現住所を記入してください。

「④申請に係る症状又は疾病の名称」について

○ 「④申請に係る症状又は疾病の名称」の欄は、予防接種後に生じた健康被害とみられる症状や疾病の名称を記入してください。

③ 現 住 所							
④ 申請に係る症状又は疾病 の名称 ※下記(注意)3参照		例) 心 筋 炎					
⑤ 医 療 を 受 け た 日		年 月 分	年 月 分	年 月 分	年 月 分	年 月 分	年 月 分
	入 院 外 診 療 実 日 数	日	日	日	日	日	日
	入 院 日 数	日	日	日	日	日	日
		医 療 費					

- ・ 治療を行った疾病のうち、予防接種健康被害救済制度の申請に係る症状又は疾病の名称を記載してください。
検査病名、増悪のない基礎疾患等は記載しないでください。
- ※ 適当な名称がない場合には、「～の疑い」として記載する等、症状を簡潔に記入してください。
- ・ 医師が当該ワクチン接種との因果関係があると証明している必要はありません。
- ・ 診断がついていない場合は、1つと限らず、複数の症状名を記載いただくことも可能です。
- ・ 薬局にて証明いただく場合も、疾病名の記載は必要です。わからない場合は、処方箋を作成した医師（診療所・病院）に確認してください。

「⑤医療を受けた日数」について

- 「⑤医療を受けた日数」の欄は、疾病について、医療を受けた日数を1か月ごとに入院日数及び入院外診療実日数別に記入してください。

④ 疾 病 名							
⑤ 〈記入例〉 医療を受けた日		R5年3月分	R5年4月分	年 月 分	年 月 分	年 月 分	年 月 分
	入院外 診療実日数	1 日	3 日				
	入院日数	6 日	日				

※ 同日に通院・入院がある場合は入院1日とカウントする。

- ・記載された日数は医療手当の支給対象日数の計算に使用します。
- ・「薬局での処方箋のない単なる薬剤購入」「受診証明書、診療録等の書類の取得のための受診」は医療手当の支給対象外となるため、計上できません。

※参考「医療手当」給付内容

医療費の支給を受けている者に対し、入院・通院等に必要な諸経費として月単位で支給するものです。
健康保険や公費助成により医療費の請求額が無い場合でも医療を受診していれば請求することができます。

＜給付額＞

予防接種法施行令第 11 条に定められている額であって、日数によって異なります。
なお、この額は変更されることがあり、給付は通院・入院した日の属する年月の額であることにご留意ください。（※ 各年月の給付額は以下からご確認ください）

厚生労働省

「予防接種健康被害救済制度について」「給付額」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyusai.html



「⑤医療を受けた日数」について

○ 医療を受けた日数が長期にわたり、記入欄が不足する場合は、以下をご参照ください。

④ 疾 病 名		記入欄が不足する場合						
⑤ 医療を受けた日		R5年1月分	R5年2月分	R5年3月分	R5年4月分	R5年5月分	R5年6月分	R5年7月分
	入院外診療実日数	1日	3日	1日	1日	1日	2日	2日
	入院日数	6日	日	日	日	日	日	

- ・ 医療手当は月を単位として支給されますので、月別の受診・入院日数が必要です。年単位でまとめることはできません。
- ・ 日数の記載欄が不足する場合、別紙を添付することは可能です。受診日数の欄に「別紙参照」とし、月単位の日数が記載された表を作成ください。
- ・ 別紙に押印は不要ですが、バラバラになったときにわかるように医療機関名称は用紙ごとにご記載ください。

〈記入例〉 1枚目

④ 疾 病 名		R5年1月分	R5年2月分	R5年3月分	R5年4月分	R5年5月分	年 月 分
⑤ 医療を受けた日	入院外診療実日数	1日	3日	1日	1日	1日	別紙参照
	入院日数	5日	日	日	日	日	日
医 療 費							



〈別紙例〉 2枚目

受診証明書（別紙） XXX医療機関		
医療を受けた年月	R5年6月分	R5年7月分
入院外診療実日数	2日	2日

「⑥患者負担額」について

- 「⑥患者負担額」の欄は、医療を受けた者が医療機関に支払った額を記入し、その内訳として特殊医療費分（免疫学的諸検査であって、医療保険対象外）及び医療保険等の自己負担相当額を記入してください。

※ 次頁参照

⑥ 患者負担額		医療費			
		【A】 + 【B】 の合計額			
		内 訳			
		特殊医療費分	【A】	医療保険等自己負担額分	【B】
			0 円		15,000 円

【対象となる医療費】

予防接種を受けたことによる疾病について受けた、以下※に掲げる医療が対象になりますが、健康保険等の療養に要する費用の額の算定方法の例による医療に限ります。よって差額ベッド、薬の容器、文書代等の保険適用外のものは対象外となります。ただし、食事療養費標準負担額は給付の対象となります。

（平成6年9月9日健医発第1023号「健康保険法等の一部を改正する法律等の施行等について」の取扱いのとおり）

なお、給付を受けることができる疾病名・期間等は認定を受けたものに限るため、それらに変更や追加があるときは、申請者は改めて認定を受ける必要があります。

- ※ ● 診療・薬剤又は治療材料の支給 ● 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
 ● 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
 ● 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ● 移送

「⑥患者負担額 特殊医療費分」について

○特殊医療費分とは、免疫学的諸検査であって医療保険対象外の医療をいいます。
各検査の上限額は以下のとおりです。

種類	具体的な内容	上限額
リンパ球(T細胞及びB細胞)サブポピュレーション測定	免疫担当細胞であるT細胞及びB細胞を分離同定するための検査であって、Eロゼットの検査、表面免疫グロブリンの検査及びEACロゼットの検査が含まれる。	10,000円
リンパ球機能検査	細胞性免疫に関与するリンパ球の刺激物質に対する反応性を測定するための検査である。	
リンパ球培養試験	リンパ球の幼若化を起こす物質を添加して培養を行い、リンパ球の機能障害を調べるものであってPHA(Phytohemagglutinin)、PWM(Poke weed mitogen)及びLPS(Lipopolysaccharide)に対する反応が含まれる。	10,000円
マクロファージ遊走阻止試験	感作されたリンパ球が抗原物質の存在下で産生するマクロファージ遊走阻止因子の測定によって細胞性免疫を検査するものである。	10,000円

種類	具体的な内容	上限額
免疫学的唾液検査	唾液について免疫に関与する因子(特に分泌型IgA)の検査を行うものであり蛋白分画測定、免疫電気泳動検査及び免疫グロブリン測定が含まれる。	10,000円
免疫学的血清検査	体液性免疫に関与する抗体及び補体を産生する細胞の検査である。	
抗A、抗B その他の既存抗体の抗体価測定及び活動免疫能試験	既存抗体の検出及び抗原刺激による抗体価の測定によって抗体産生能の障害を調べるものであり、既存抗体として同種血球凝集素価(抗A及び抗B抗体)の測定及びフラゼリンポリマー等の負荷による活動免疫能の検査が含まれる。	15,000円
補体成分測定	免疫反応を強化する各種補体成分C1～C9の定量が含まれる。	25,000円
免疫学的白血球検査	生体の免疫機構において抗原情報の取込みに関与する白血球の機能を調べる検査であって白血球の抗原への遊走能(Chemotaxis Random mobility)貪食能(Phagocytosis)、細胞内殺菌能及びNBT還元検査が含まれる。	15,000円

- ・予防接種法施行令第十条第一項の医療に要した費用の額の算定方法（昭和52年04月28日厚生省告示第103号）
- ・予防接種法施行令第四条第一項の医療に要した費用の額の算定方法の制定について（昭和52年04月28日衛発第392号）
- ・予防接種法施行令第四条第一項の医療に要した費用の額の算定方法の制定について（昭和52年04月28日衛情第14号）

「⑦予防接種後副反応疑い報告（予防接種法に基づく）」について

- 「⑦予防接種後副反応疑い報告（予防接種法に基づく）」の欄は、報告を行っている場合のみ報告日を記入してください。
- 報告していない場合は記入不要ですので、空欄のまま証明書を発行してください。

〈記入例〉 ⑦ 予防接種後副反 応 疑 い 報 告 (予防接種法に基づく)	報告日 令和 ●年 ●月 ●日 ※疾病が副反応疑い報告の基準に 該当する場合は、医療機関から (独)医薬品医療機器総合機構 への報告が必要です。	○副反応疑い報告制度について 医師等 副反応疑い ○副反応疑い報告受付サイト 副反応 報告受付
--	--	--

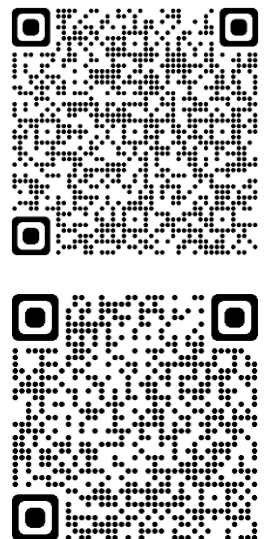
予防接種後副反応疑い報告は、予防接種法第12条第1項の規定に基づき、医師等が定期の予防接種又は臨時の予防接種（定期の予防接種等）を受けた者が一定の症状（次頁参照）を呈していることを知った場合に厚生労働省に報告することを義務づけられている制度です。

【参考資料】 厚生労働省HP
「予防接種法に基づく医師等の報告のお願い」

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou20/hukuhannou_houkoku/index.html

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
「医薬関係者からの報告」

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>



「⑦予防接種後副反応疑い報告（予防接種法に基づく）」の報告基準について

○診断した疾病が副反応疑い報告の基準に該当する場合は、速やかに医薬品医療機器総合機構（PMDA）へ報告してください。

報告基準の例

	症状	アナフィラキシー	脳炎・脳症	けいれん	血小板減少性紫斑病	急性散在性脳脊髄炎	ギラン・バレー症候群	腸重積	血栓症	心筋炎・心膜炎	その他の反応（※）
	発生までの時間	4時間	28日	7日	28日	28日	28日	21日	28日	28日	－
予防接種の種類	五種混合、四種混合 等	●	●	●	●						●
	日本脳炎	●	●	●	●	●					●
	ヒトパピローマウイルス感染症	●			●	●	●				●
	ロタウイルス	●						●			●
	インフルエンザ	●	●	●	●	●	●				●
	新型コロナウイルス感染症（※2）	●							●	●	●

※ 無呼吸、気管支けいれん、顔面神経麻痺、知覚異常、ネフローゼ症候群、関節炎、その他の疾病等、任意で記載します。

※2 発症までの期間や症状が様々であるため、その他の反応を含め、幅広く報告を検討してください。

報告は、電子報告システム、入力アプリ（国立感染症研究所感染症疫学センターのウェブサイトより入手可能）、またはFAXで行います。

- ・電子報告システム（報告受付サイト）

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>

- ・「予防接種後副反応疑い報告書」入力アプリ ダウンロード

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/vaccine-j/6366-vaers-app.html>

- ・FAX（（独）医薬品医療機器総合機構安全性情報・企画管理部情報管理課）：0120-176-146

証明する医療機関の情報について

○医療機関の情報を記載し、医療を行ったことを証明してください。

<記入例>	(独)医薬品医療機器総合機構 への報告が必要です。 副作用 報告受付 🔍						
上記のとおり、申請に係る医療を行ったことを証明します。 令和 6 年 5 月 8 日 <table><tr><td>医療機関の名称</td><td>岐阜県庁病院</td></tr><tr><td>所在地</td><td>岐阜市藪田南2-1-1</td></tr><tr><td>開設者の氏名</td><td>藪田 太郎</td></tr></table> 押印 印		医療機関の名称	岐阜県庁病院	所在地	岐阜市藪田南2-1-1	開設者の氏名	藪田 太郎
医療機関の名称	岐阜県庁病院						
所在地	岐阜市藪田南2-1-1						
開設者の氏名	藪田 太郎						
(A4)							

- ・「医療機関の名称」「所在地」「開設者の氏名」はゴム印も可能ですが、忘れずに押印をお願いします。
- ・「開設者の氏名」は、必ずしも開設者でなくても構いません。医療機関の長や管理者等、証明するに足る立場にあると考えられる者の氏名を記載してください。
- ・証明日の記入漏れがないように注意してください。

予防接種被害者健康手帳を所持されている方の 受診証明書の書き方について

○ 予防接種被害者健康手帳を所持している方は、手帳に記載の疾病について認定を受けています。この方から認定疾病について受診証明書の作成依頼がありましたら、必要事項を記入してください。（予防接種被害者健康手帳の「医療機関の方へ」の頁をご参照ください）

例 認定疾病：○○
併発疾病：△△の場合

予防接種健康被害救済制度
受 診 証 明 書
(医療費・医療手当認定後請求用)

① 様式2-(2)

① 様式2-(2)は認定後請求用の様式です。
認定申請用「様式2-(1)」と様式が異なりますが
記載方法は同様です。

- ②③
- 認定疾病に対する受診であると判断される場合は
給付の対象です。
※認定疾病と異なる疾病が記載されている場合、認定疾病に関連する症
状での受診であったか等を自治体から問い合わせる場合があります。
 - また、認定疾病が原因となって併発した疾病に対す
る受診であると判断される場合も、給付の対象です。
 - ④疾病名の欄は、医療費・医療手当において認定さ
れた疾病名（認定疾病が原因となって併発した疾患
を含む）を記載してください。
※認定疾病が原因の併発疾病であることが自治体で確認できるよう疾病
名の記載について検討ください。

②

① 氏 名		男 女	② 生年月日	年	月	日
③ 現 住 所						
④ 疾 病 名	○○、△△（○○による併発疾病）					
⑤ 医療を受けた 日	入 院 外	年 月 分	年 月 分	年 月 分	年 月 分	年 月 分
	診 療 実 日 数	日	日	日	日	日
⑥ 患 者 負 担 額	入 院 日 数	日	日	日	日	日
	医 療 費					
特 殊 医 療 費 分	内 訳					円
	円	医療保険 等 自己 負担額分				円
上記のとおり、医療を行ったことを証明します。						
令和 年 月 日						
医療機関の名称						
所 在 地						
開 設 者 の 氏 名						
印						

(A4)

- ③ (注 意)
- 1 予防接種被害者健康手帳により、認定された疾病名を確認のうえ記入してください。
なお、認定された疾病が原因となって併発した疾病についても証明してください。
 - 2 ①～③の欄は、認定された疾病（認定疾病が原因となって併発した疾病を含む。以下同じ。）について医療を受けた者の氏名、性別、生年月日及び現住所を記入してください。
 - 3 ④の欄は、医療費・医療手当において認定された疾病名を記載してください。
 - 4 ⑤の欄は、認定された疾病について、医療を受けた日数を1か月ごとに入院実日数及び入院外診療実日数別に記入してください。
 - 5 ⑥の医療費の欄は、医療機関に支払った額を記入し、その内訳として特殊医療費分（免疫学的諸検査であつて、医療保険対象外）及び医療保険等の自己負担相当額を記入してください。

厚生労働省ホームページから直接ダウンロードすることも可能です。
『予防接種健康被害救済制度について』> 様式

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyusai.html



【参 考 資 料】

○その他、参考資料は以下のとおりです。適宜ご参照ください。

- 『予防接種健康被害救済制度について』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyuusai.html



- リーフレット『予防接種後健康被害救済制度について』

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000912784.pdf>



- 『疾病・障害認定審査会（感染症・予防接種審査分科会、感染症
予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査部会）』
（令和元年9月27日～令和6年6月10日まで）

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-shippei_127696_00001.html



- 『疾病・障害認定審査会（感染症・予防接種審査分科会、感染症
予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査部会）』
（令和6年6月17日以降）

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-shippei_127696_00006.html



○健康被害救済制度を利用される県民の方が、より迅速に救済を受けることができるよう、引き続き、ご協力をお願いいたします。